

○財務省告示第二十五号

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずることに伴い、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、輸入数量に基づく特別緊急関税の平成三十一年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件（平成三十年三月財務省告示第九十一号）の一部を次のように改正し、平成三十一年二月一日から適用する。

平成三十一年一月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

輸入数量に基づく特別緊急関税の平成三十一年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件（平成三十年三月財務省告示第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

二
「略」

九	八	七	六	五	四	三	二	「略」	関税暫定措置法別 表第一の六の項名	協定対象外輸入基準数量
二八、七六一トン	四・一トン	〇トン	三・〇トン	〇トン	八、六九八トン	一・五トン	三・五トン	「略」		

二
「同上」

九	八	七	六	五	四	三	二	「同上」	関税暫定措置法別 表第一の六の項名	協定対象外輸入基準数量
四三、七一一トン	六・八トン	一一トン	三九トン	七四六トン	一八、四四五トン	二九トン	二六トン	「同上」		

一〇	七、一〇八トン
一一	五五二トン
一二	四三、〇七九トン
一三	三、六〇二、〇四三トン
一四	一六〇、四六八トン
〔略〕	〔略〕
一五	一〇〇トン
一六	七・五トン
〔略〕	〔略〕
一九	七九六トン
二〇	五・五トン
〔略〕	〔略〕
二三	一、八七九トン

一〇	七、四六〇トン
一一	六、二五〇トン
一二	四七、三二三トン
一三	三、五六九、五〇五トン
一四	三四四、三九九トン
〔同上〕	〔同上〕
一五	三六四トン
一六	八、五〇三トン
〔同上〕	〔同上〕
一九	一、四九三トン
二〇	五九三トン
〔同上〕	〔同上〕
二三	一、九八五トン

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔略〕	二七	二六	〔略〕
〔略〕	六〇トン	一五二トン	〔略〕

〔同上〕	二七	二六	〔同上〕
〔同上〕	四、八九二トン	一、〇八九トン	〔同上〕